

第27期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

株式会社 アクセル

## 目次

### 事業報告

企業集団の現況	1
主要な事業内容	1
主要な営業所及び工場	1
従業員の状況	1
主要な借入先の状況	2
その他企業集団の現況に関する重要な事項	2
株式の状況	3
会社の新株予約権等に関する事項	4
会社役員	5
社外役員に関する事項	5
会計監査人の状況	7
職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	8
剰余金の配当等の決定に関する方針	13
会社の支配に関する基本方針	13

### 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	14
連結注記表	15

### 計算書類

株主資本等変動計算書	24
個別注記表	25

上記の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.axell.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

## 1. 企業集団の現況

### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、LSI開発販売関連事業及び新規事業関連事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりです。

区分	事業内容
LSI開発販売関連	パチンコ・パチスロ機向け各種LSI製品、基板製品及び電子機器の開発、販売
新規事業関連	組み込み機器向け各種LSI製品、基板製品及び電子機器の開発、販売 ミドルウェア、機械学習/AI、ブロックチェーン、セキュリティ領域における製品の開発、販売及びソリューションの提供

### (6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

#### ① 当社

名称	所在地
本 社	東京都千代田区外神田四丁目14番1号

#### ② 子会社

名称	所在地
a x 株式会社	東京都渋谷区鶯谷町19番22号
aimRage株式会社	東京都千代田区外神田四丁目14番1号

### (7) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

#### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
116 (18) 名	5名増(-)

(注) 従業員数は就業人員であり、派遣社員等は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
92 (15) 名	4名増 (2名増)	46.7歳	11.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、派遣社員等は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）  
該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
CSR活動について

当社は、企業の社会性を認識し社会貢献活動を重要な責務として捉え、企業体力に見合った規模で各種CSR（注）活動を実施しております。当事業年度におきましては、公益財団法人日本心臓財団、公益財団法人がん研究会への寄付金に加え、日本赤十字社を通じた災害義援金等の拠出を実施しております。

また、組み込み技術者の育成を目的として、筑波大学において大学生に向けた教育プログラムを実施しております。本教育プログラムは、一般財団法人キャンパスOJT型産学連携教育推進財団を通じた当社の寄付等によって運営されております。本プログラムでは、将来のわが国を担う技術者の育成、ひいては日本が世界に誇る組み込み技術の発展に貢献してまいりたいと考えております。

2022年3月期における災害義援金等の拠出先

- ・令和3年7月大雨災害義援金
- ・令和3年8月大雨災害義援金
- ・ウクライナ人道危機救援金

(注) CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略であり、持続可能な社会形成を目的として、企業が経済活動に加えて社会や環境などの要素に向けても責任ある活動をすべきであるという概念であります。

## 2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,112,000 株
- (2) 発行済株式の総数 11,211,989 株
- (3) 株主数 4,957 名

### (4) 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	943,300株	8.71%
緑屋電気株式会社	849,000	7.84
柴 田 高 幸	644,800	5.95
市 原 澄 彦	595,800	5.50
松 浦 一 教	405,160	3.74
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	368,000	3.39
森 屋 和 喜	331,300	3.06
株式会社アバールデータ	260,000	2.40
佐々木 暁 子	207,200	1.91
佐々木 好 美	207,200	1.91
辻 香 奈	207,200	1.91

(注) 1. 当社は、自己株式を383,597株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	23,520株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社役員 の状況 (4) 取締役の報酬等」に記載しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

		2021年新株予約権
発行決議日		2021年7月26日
新株予約権の数		529個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 52,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり87,700円 (1株当たり877円)
権利行使期間		2023年8月11日から 2027年8月10日まで
行使の条件		(注)
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 529個 目的となる株式数 52,900株 交付者数 90名

(注) 新株予約権者は、権利行使時において、当社及び関係会社の役員又は従業員いずれかの地位にあることを要する。その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 4. 会社役員の状況

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 する 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役 (監査等委員)	鈴木 眞 巨	株式会社シブヤテレビジョン	代表取締役社長

(注) 当社と上記の会社との間に重要な取引関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 する 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役 (監査等委員)	三 村 勝 也	株式会社稲葉製作所 ファンック株式会社	社外取締役 取締役(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	鈴木 眞 巨	株式会社立誠社	監査役

(注) 当社と上記の各会社との間に重要な取引関係はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	西 坂 禎一郎	当事業年度において開催された取締役会13回、監査等委員会14回のすべてに出席し、当社が属する業界での豊富な経験に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。同氏は、常勤及び議長として監査等委員会の実効性向上を図るとともに、経営全般に加え、新規事業分野を含めた事業推進に向けた取り組みについても、社内取締役とは異なる視点で積極的に助言及び監査監督することが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。
取締役 (監査等委員)	三 村 勝 也	当事業年度において開催された取締役会13回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。同氏は、専門的見地から経営全般に対して社内取締役とは異なる視点で監査監督することが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。
取締役 (監査等委員)	鈴 木 眞 巨	当事業年度において開催された取締役会13回、監査等委員会14回のすべてに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。同氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から経営全般に対して社内取締役とは異なる視点で助言及び監査監督することが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。
取締役 (監査等委員)	五十島 滋 夫	当事業年度において開催された取締役会13回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。同氏は、専門的見地から経営全般に対して社内取締役とは異なる視点で監査監督することが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。



## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について適正であると判断し、同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社取締役及び使用人は、当社が定める企業理念及び行動規範に則り、法令及び定款等の遵守はもとより、企業の社会的存在意義を踏まえた社会から求められる価値観、倫理観を堅持する。
- ②当社は、代表取締役社長直属の組織として内部管理を担当する部署を設け、当該組織の長を内部監査実施者に選定する。この社内組織化された内部監査実施者は、業務執行組織から独立した視点で、取締役及び使用人の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施する。
- ③取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項並びに業務執行に係る各種事項を適宜適切に決定又は承認し、取締役会を構成する各取締役は、互いの職務執行状況を監視する。また、社外取締役の意見を得ることにより監視の客観性の確保と妥当性を高める。
- ④当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る発生事実についての通報窓口を社内に設けるとともに、社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報窓口を設置する。
- ⑤当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適時適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備する。
- ⑥当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、行動規範において「反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わない」旨を定め、また、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との協力体制を維持強化している。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る以下の資料及び情報については、関係法令及び関連する社内規程等に従い、適切な保存及び管理を行うとともに、取締役の要請により速やかに閲覧されるものとする。

イ. 株主総会議事録・取締役会議事録及び関係資料

ロ. 取締役及び重要な使用人が主催する重要な会議の議事録及び関係資料

ハ. 稟議書及び附属書類等、取締役の職務の執行に係る重要な文書

ニ. その他の取締役の職務の執行に係る重要な資料及び情報

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①危機管理規程に従い、損失の危険を特定、評価し、回避するための諸施策を講じる。
- ②事業の遂行に伴い発生する可能性のあるリスクは、当社組織を構成するグループ及び担当ごとに継続的な考察、評価を実施し、その結果を取締役に報告する。
- ③損失の危険が現実化した場合には、迅速かつ適切な対応を行うとともに、重大な事故、大規模な災害等の発生に対しては事業継続、早期復旧・再開のため適切な対応を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、職制、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定める。
- ②当社は、原則としてすべての取締役が出席する定例取締役会を毎月1回開催し、取締役の職務執行状況報告を行う。
- ③取締役会は、取締役の権限と責任の分配を適正に行い、取締役の職務の執行の効率性を監督する。
- ④当社は、代表取締役社長の意思決定を支える諮問会議として、業務執行取締役及び執行役員を中心に構成される事業推進会議を開催するほか、必要がある場合には稟議決裁手続きを行う。
- ⑤当社は、代表取締役社長の指示の下、每期首において取締役会の審議、承認を経た中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要とされる体制等を整備する。子会社は、当社監査等委員の監視・監査及び当社内部管理担当の内部監査を受ける。
- ②当社は、「子会社管理に関する規程」のもとグループガバナンスの整備を進め、子会社の重要な業務執行に関しては当社取締役会において事前承認を必要とするとともに、毎月の業務執行状況を取締役にに対し報告させ、グループの業務の適正を確保する。

(6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、監査等委員会が職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、「補助使用人等」という。）を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、補助使用人等として適切なものを任命することとする。

②補助使用人等を置いた場合、当社は、補助使用人等の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件の決定につき、監査等委員会と協議の上、決定するものとする。

(7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

①監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や使用人から以下の事項につき報告を受けるものとする。

イ. 定期的に報告を受ける事項

・経営・事業及び財務の状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況

ロ. 臨時に報告を受ける事項

・経営に係る重要な発生事実

・取締役の職務執行に係る不正行為、法令・定款に違反する重要な発生事実

②監査等委員は、上記の情報を適切に入手するため、取締役会に出席する。

また、常勤の監査等委員は、経営上重要性の高い社内会議に出席するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧を実施する。なお、事業推進会議には常勤の監査等委員も出席し、必要に応じた調査・評価・提言等を行う。

③内部通報窓口への通報内容は速やかに監査等委員会に報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報に関する規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「株式会社アクセル監査等委員会監査等基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査等委員は、当該費用の支出に当たっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、取締役及び使用人に対する監査等委員会監査の重要性を認識し、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ②当社は、監査等委員会と代表取締役との定期的な会合の開催、業務執行取締役との会合の開催、使用人等からの面談機会の設定、会計監査人との定期的な意見交換機会などを設け、監査等委員会が必要とする情報収集を行える体制を確保する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の基本方針及び各種規程を定め、全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、これを運用する。また、その仕組みの有効性の評価を行い、継続的な改善を実施する。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下の概要のとおりであります。

### ①取締役の職務執行の体制について

定例取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、定款や法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、子会社に関する事項を含め業務執行状況の報告及び監督を行いました。また、事業推進会議を月1回以上開催し、代表取締役の意思決定を支える諮問会議として、業務執行の背景となる重要事項及び具体的対応策について審議いたしました。

### ②コンプライアンス体制について

コンプライアンス意識の醸成に努めるために、実態に即したコンプライアンス教育、インサイダー取引防止研修等を実施いたしました。また、内部通報窓口も設け適切な対応が行える体制を構築しております。

内部監査につきましては、各組織単位（グループ）を対象に業務遂行状況、コンプライアンスの状況、リスク管理状況等について定期的に監査を実施しております。また、情報セキュリティに関しては、情報セキュリティ委員会による社内教育や情報監査等を実施し、情報セキュリティ対策の実効性の確保と維持向上に努めております。

### ③リスク管理体制について

定例取締役会において、各グループよりリスクに係る月次報告を実施し、リスクの特定及び対応策の策定・定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止を実施しております。また、災害を想定した事業継続計画を策定し、その有効性につき適宜見直しを実施しております。さらに、定期的に取り先のチェックを行い、反社会的勢力との取引を排除する取り組みを実施しております。

### ④監査等委員会の監査体制について

監査等委員は、監査等委員会を月1回開催するとともに、取締役会に出席し、議決権の行使及び業務執行の監査・監督を行いました。また、監査等委員会は、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の監督を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人との定期的な連絡会を設け、情報交換及び意見交換を行い、監査を実施いたしました。さらに常勤の監査等委員は、経営上重要性の高い会議に出席し、必要に応じた調査・評価・提言等を行っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元方針は「株主の皆さまへの期間収益の還元」と「機動的な経営を可能にするための内部留保」の適正な水準を勘案し、株主の皆さまへの還元を最大化することです。本方針に基づき利益配当につきましては、当期純利益の50%を配当額とすること（配当性向50%）を原則としております。配当性向50%で算定した配当額が前年配当額を下回る場合には、適正な内部留保を確保したうえで、従前の配当水準を考慮し配当額を検討いたします。なお、配当性向につきましては、連結決算を優先いたします。

また、当社では事業規模に応じた適正な水準として、販売費及び一般管理費の3年分を目処に内部留保することとしておりますが、企業価値向上の観点から資本効率等を意識した経営を行うことも重要視しており、両者のバランスを十分に斟酌した資本政策を実施することとしております。内部留保資金につきましては、中長期的な成長戦略に基づき、主に研究開発や新たな事業展開への必要資金として活用し、継続的な企業価値向上に努めております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社では会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりませんが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者であると同時に、当社の企業価値の源泉を理解し様々なステークホルダーとの間で円滑な関係を構築できる者が望ましいと考えております。現時点におきまして「敵対的買収防衛策」を導入する計画はありませんが、株主の皆さまから負託された当然の責務として、企業価値及び株主共同の利益に資さない買収者に備えた適切な対応も必要であると考えております。「敵対的買収防衛策」につきましては、大株主の異動状況や社会的な動向も見極めつつ、弾力的な検討を進めてまいりたいと考えております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)  
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,028	871	8,245	△326	9,819
会計方針の変更による 累積的影響額			3		3
会計方針の変更を反映した当 連結会計年度期首残高	1,028	871	8,248	△326	9,822
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△334		△334
親会社株主に帰属する 当期純利益			865		865
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		4		24	29
連結範囲の変動			△1		△1
連結子会社の増資 による持分の増減		5			5
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	10	529	24	564
当連結会計年度末残高	1,028	882	8,777	△301	10,386

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	213	213	15	23	10,071
会計方針の変更による 累積的影響額				0	3
会計方針の変更を反映した当 連結会計年度期首残高	213	213	15	23	10,074
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△334
親会社株主に帰属する 当期純利益					865
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					29
連結範囲の変動					△1
連結子会社の増資 による持分の増減					5
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額(純額)	△47	△47	11	26	△9
当連結会計年度変動額合計	△47	△47	11	26	554
当連結会計年度末残高	166	166	27	49	10,629



# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数及び名称等

連結子会社の数	2社
主要な連結子会社の名称	ax株式会社 aimRage株式会社

連結の範囲の変更 当連結会計年度からaimRage株式会社を連結の範囲に含めております。これは、aimRage株式会社の重要性が増したことにより連結の範囲に含めることとしたものであります。

#### ② 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 株式会社VIPPOOL

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。なお、株式会社VIPPOOLは、2022年3月31日開催の臨時取締役会において解散の決議をしております。

(2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 1. 有価証券

・関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産
- ・ 製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
  - ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
  - ・ 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
1. 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。  
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 3～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
2. 無形固定資産 定額法を採用しております。  
 なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金  
 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ④ のれんの償却方法及び償却期間  
 のれんの償却につきましては、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却を行っております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準  
 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- 製品・商品  
 顧客に対する製品及び商品の国内の販売契約については、出荷時から顧客へ製品及び商品を引渡すことにより、製品及び商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるまでの期間が通常の期間のため、出荷時点で収益を認識しております。  
 製品及び商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。  
 製品及び商品の取引の対価は引渡し後概ね1か月以内に受領しております。なお、重要な金融要素は含まれておりません。
- ロイヤリティ収入  
 ライセンスの使用許諾料は、契約期間内にわたり最新の知的財産を提供するサービスであるため、顧客への履行義務の充足は一定期間にわたり認識すべき性質のも

のであるため契約期間にわたり収益を認識しております。

それ以外のライセンス販売については、顧客において知的財産が使用可能になった時点及びロイヤリティレポート報告時点等に収益を認識しております。

#### 受注制作ソフトウェア等

ソフトウェア等の受注制作については、顧客との契約に基づき履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ライセンス販売契約に基づく取引の対価は顧客が使用可能になった時点から、また、受注制作ソフトウェア等の履行義務に対する取引の対価は履行義務を充足し顧客へ納品・検収等が行われた時点から、いずれも概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、知的財産を使用する権利を提供する期間契約型のライセンスの使用許諾料につきましては、従来は契約期間にわたり収益を認識しておりましたが、提供するサービスの内容に基づき一部については顧客が知的財産を使用可能になった時点で一括で収益を認識する方法に変更しております。また、受注制作のソフトウェア等につきましては、従来は顧客への納品・検収等が行われた時点で収益を認識しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用につきましては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は7百万円減少し、売上原価は4百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は3百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 85百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額は166百万円であります)

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

・算出方法

翌期の課税所得見込み(業績予想)及び将来減算一時差異等のスケジューリングに基づいて回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは市場規模やシェア等の一定の仮定に基づき策定された事業計画を基礎に合理的に見積っております。

・翌連結会計年度の業績予想算定に用いた主要な仮定

主力市場であるパチンコ・パチスロ機市場の規模(年間販売台数160万台)、リユースを含めた製品のシェア等を参考に算出した販売個数等を用いて事業計画策定の前提としております。

加えて、新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であることから、繰延税金資産の回収可能性における会計上の見積りにつきましては当該影響が概ね2023年3月末まで継続するものと仮定しております。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、想定を超える市場規模の減少やそれに伴う販売個数の減少や販売価格の下落など、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況や収束時期等により翌連結会計年度の繰延税金資産や税金費用の計上に影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,054百万円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	11,211,989株	－	－	11,211,989株

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	414,552株	65株	31,020株	383,597株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 自己株式の株の減少は、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分による減少23,520株、ストック・オプションの行使による減少7,500株であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	334	31	2021年3月31日	2021年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	433	利益剰余金	40	2022年3月31日	2022年6月24日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 75,500株

#### 6. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金（銀行預金等）を保有しております

す。また、現在保有する資金を超える資金が必要と判断された場合には、都度の状況等を勘案し、資金調達を実施する方針としております。

保有する銀行預金等の金融資産のうち、一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用することにより金融資産の活用と保全の両立を図ることとしております。また、デリバティブ取引は為替変動リスクを回避する目的で利用しリスクを伴う投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、月末締め翌月精算を基本としており可能な限り短期間での精算とすることでリスクの低減を図っております。

有価証券は、保有する銀行預金等のうち、一時的な余資と判断された資金で購入する国庫短期証券で構成されるものとし、概ね国庫短期証券と同程度のリスクを超える金融商品は保有しない方針であります。

投資有価証券は、取引先企業との連携を確認する目的で保有する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、営業債権である売掛金と同様に月末締め翌月精算を基本としており、概ね1ヵ月で精算することとしております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権の管理に関して債権管理規程を規定し、当該規程に従った管理を行っております。新規の取引先につきましては、取引開始時における信用調査を管理グループが担当しております。また、継続取引における取引先に向けた債権につきましては、営業グループが当該取引先の財政状態及び当該取引先との取引に係る債権の期日、残高等を確認しており、管理グループによる定期的な確認と併せた管理を行っております。

当社では、主に上記の管理を実施することにより、営業債権の回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券を構成する債権は、すべて安全性の高い国庫短期証券で構成する方針のため、信用リスクは僅少であります。

当連結会計年度の決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

- ・市場リスクの管理

当社は、取引先企業との連携を確認する目的で証券取引所市場に上場している企業の株式を保有しており、また、投資事業有限責任組合への出資を投資有価証券として貸借対照表に計上しております。当該投資有価証券につきましては、定期的にその時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との連携状況等を勘案しながら継続的な見直しを実施しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、当月における資金決済状況と残高推移及び翌月における資金決済予定の見通しと予定残高推移見通しの確認を実施し、資金決済に関する安全性に配慮した運用を実施することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定におきましては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち、91%が大口顧客2社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 其他有価証券	278	278	—

(注1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	165
投資事業有限責任組合への出資	391
関係会社株式	50

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決済日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,097	—	—	—
売掛金	1,037	—	—	—
合計	10,134	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	278	—	—	278

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	L S I 開発販売 関連	新規事業関連	
製品・商品	10,144	175	10,319
ロイヤリティ収入	—	75	75
受注制作ソフトウェア等	—	271	271
顧客との契約から生じる収益	10,144	522	10,666
外部顧客への売上高	10,144	522	10,666

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	1,037百万円
契約資産	2百万円
契約負債	10百万円

契約資産は、受注制作ソフトウェア等の契約に対して原価回収基準を適用し認識した収益に対するものであります。

契約負債は、契約期間にわたって収益を認識するライセンス使用許諾料としての顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年以内であるため、実務上の便法を適用し記載を省略しております。



8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	974円54銭
(2) 1株当たり当期純利益	80円05銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの建物賃貸借契約に伴う、原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を37.75年～50年と見積り、割引率は1.001%～2.301%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	39百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	<u>39百万円</u>

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)  
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	1,028	871	－	871	1	8,324	8,325	△326	9,899
会計方針の変更による累積的影響額							1	1	1
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,028	871	－	871	1	8,325	8,326	△326	9,900
当 期 変 動 額									
剰余金の配当							△334	△334	△334
当 期 純 利 益							903	903	903
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			4	4				24	29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	4	4	－	568	568	24	597
当 期 末 残 高	1,028	871	4	876	1	8,893	8,895	△301	10,498

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	213	213	15	10,128
会計方針の変更による累積的影響額				1
会計方針の変更を反映した当期首残高	213	213	15	10,129
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△334
当 期 純 利 益				903
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△47	△47	11	△35
当期変動額合計	△47	△47	11	562
当 期 末 残 高	166	166	27	10,691

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

・関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### ② 棚卸資産

・製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～20年

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

### (3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

製品・商品

顧客に対する製品及び商品の国内の販売契約については、出荷時から顧客へ製品及び商品を引渡すことにより、製品及び商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるまでの期間が通常の期間のため、出荷時点で収益を認識しております。

製品及び商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

製品及び商品の取引の対価は引渡し後概ね1か月以内に受領しております。なお、重要な金融要素は含まれておりません。

#### ロイヤリティ収入

ライセンスの使用許諾料は、契約期間内にわたり最新の知的財産を提供するサービスであるため、顧客への履行義務の充足は一定期間にわたり認識すべき性質のものであるため契約期間にわたり収益を認識しております。

それ以外のライセンス販売については、顧客において知的財産が使用可能になった時点及びロイヤリティレポート報告時点等に収益を認識しております。

#### 受注制作ソフトウェア等

ソフトウェア等の受注制作については、顧客との契約に基づき履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ライセンス販売契約に基づく取引の対価は顧客が使用可能になった時点から、また、受注制作ソフトウェア等の履行義務に対する取引の対価は履行義務を充足し顧客へ納品・検収等が行われた時点から、いずれも概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、知的財産を使用する権利を提供する期間契約型のライセンスの使用許諾料につきましては、従来は契約期間にわたり収益を認識しておりましたが、提供するサービスの内容に基づき一部については顧客が知的財産を使用可能になった時点で一括で収益を認識する方法に変更しております。また、受注制作のソフトウェア等につきましては、従来は顧客への納品・検収等が行われた時点で収益を認識しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用につきましては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用

した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類への影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
繰延税金資産(純額) 64百万円  
(繰延税金負債と相殺前の金額は146百万円であります)
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
概要は「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」をご参照下さい。

(関係会社株式の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
関係会社株式(531百万円)のうち、ax株式会社(非上場株式)405百万円  
関係会社株式評価損 - 百万円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - ・算出方法  
当該市場価格のない株式の評価損の認識は、株式の実質価額が著しく低下した場合に実施しております。具体的には、財政状態の悪化により期末における1株当たり純資産額が取得原価に対して50%以上実質的に下落した場合、事業計画等を基礎に回復可能性を考慮したうえで必要と認められた額について減損処理を行っております。
  - ・翌事業年度の業績予想算定に用いた主要な仮定  
事業計画の策定においては、当該会社が展開する市場成長率を考慮して算定した売上高成長率を主要な仮定としております。加えて、新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難である

ことから、回復可能性における会計上の見積りにつきましては当該影響が概ね2023年3月末まで継続するものと仮定しております。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性が高く、関係会社株式等の評価に影響を与える可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況や収束時期等により翌事業年度の関係会社株式の評価に影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,048百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。
- |      |        |
|------|--------|
| 金銭債権 | 7百万円   |
| 金銭債務 | 433百万円 |

#### 5. 損益計算書に関する注記

- (1) 研究開発費の総額 1,386百万円
- (2) 関係会社との取引高 2,864百万円
- 営業取引の取引高

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	414,552株	65株	31,020株	383,597株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分による減少23,520株、ストック・オプションの行使による減少7,500株であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産	
減価償却費損金算入超過額	8百万円
未払事業税	9百万円
未払賞与	28百万円
投資有価証券評価損	118百万円
投資損失引当金	17百万円
資産除去債務	12百万円
税務上の繰延資産	46百万円
税務上の繰越欠損金	155百万円
その他	35百万円
繰延税金資産小計	434百万円
評価性引当額	△287百万円
繰延税金資産合計	146百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△73百万円
資産除去債務	△8百万円
繰延税金負債合計	△81百万円
繰延税金資産の純額	64百万円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ax株式会社	所有 直接90%	役員の兼任 ロイヤリティの販売 開発業務の委託	増資の引受 (注) 1	135	—	—
子会社	aimRage株式会社	所有 直接85%	役員の兼任 製品の仕入	仕入 (注) 2	2,814	買掛金	428

(注) 1. 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

2. 取引金額については市場価格を参考の上一般の取引条件と同様に決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	984円87銭
(2) 1株当たり当期純利益	83円52銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。